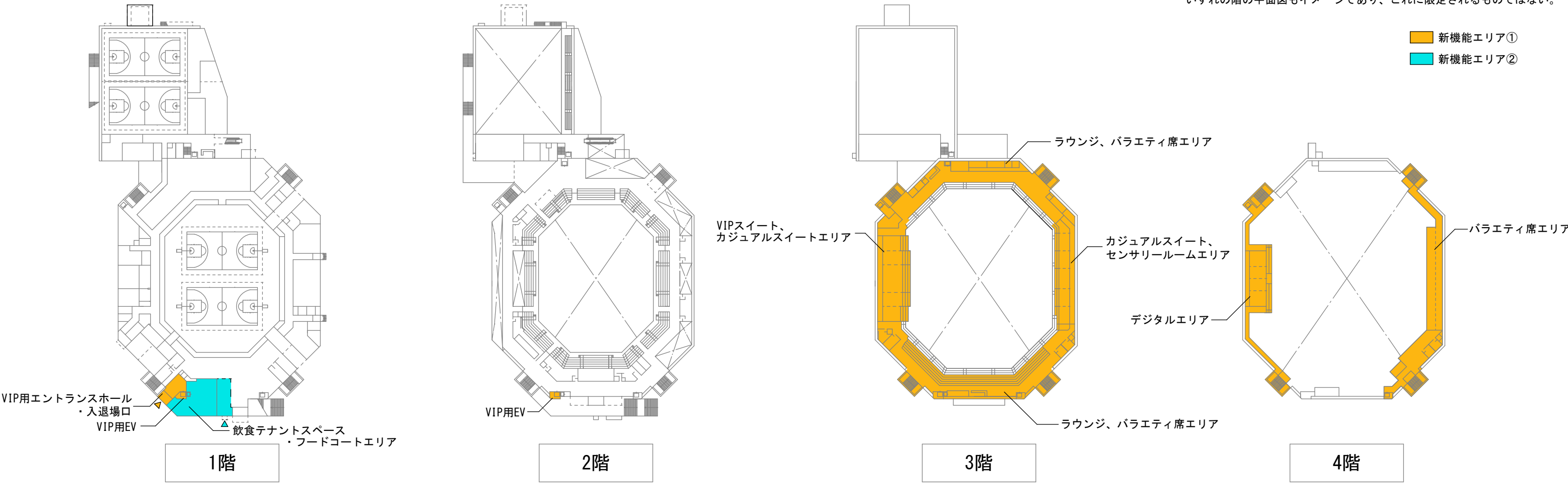


別紙10 基本計画図（新機能説明図）

1 次の図は、「図表3-2-1 既存機能と新機能」に関して、新機能部分を模式的に表現したものです。

いずれの階の平面図もイメージであり、これに限定されるものではない。

- 新機能エリア①
- 新機能エリア②



2 新機能とする諸室等は、「別紙11 各室条件表」記載の諸室のうち、次に掲げるものに限ります。

諸室名	各室条件表の関連する部分	配置上の留意事項
(1) 付加価値の高い観客席エリア		（既存機能エリアからの分離） ①新機能は、既存機能エリアの中に点在させないこと。左表で新機能として示している諸室であっても、既存機能エリアに点在する場合は既存機能と見なすこと。 （新機能の平面上の連続性） ②新機能は、同一階にまとめて配置するなど、平面的に連続させて配置すること。 ③やむを得ず同一階に既存機能と新機能を配置する場合は、壁、建具等で物理的に分離すること。
VIPスイート	別紙11No.50／別紙13⑥	
カジュアルスイート	別紙11No.51／別紙13⑥	
付帯席	別紙11No.52／別紙13⑥	
バラエティ席	別紙13⑦	
ラウンジ	別紙11No.53	
センサリールーム	別紙11No.54	
パントリー	別紙11No.55	
本エリア利用者用のトイレ、エレベーター、階段、通路、機械室、関連諸室	—	
(2) デジタルエリア		（新機能の立面上の連続性） ④新機能は、立体的に積み上げるようにして連続させて配置すること。 （新機能の運用上の独立性） ⑤上記①から④のように平面的に又は立体的に、若しくは平面的かつ立体的に独立された新機能には、それぞれ専用の出入口を設け、独立して運用できること。なお、1階に配置する飲食テナントスペースは独立した出入口を設けることで独立性を確保できるため、別の新機能と連続させる必要はない。
メディア席	別紙11No.58	
ENGスペース（カメラポジション）	別紙11No.59	
中継カメラスペース（カメラポジション）	別紙11No.60	
放送室/コメンタリーポジション	別紙11No.61	
コントロールルーム	別紙11No.62	
本エリア利用者用のトイレ、エレベーター、階段、通路	—	
(3) その他		
飲食テナントスペース、フードコートエリア	別紙11No.79～86	
VIP用エントランスホール・入退場口	別紙11No.57	

3 左表の各要件に基づいた計画イメージ（一例）は次のとおりです。

